

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年2月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600979号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600354号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を9万9,000円、同年12月10日の標準賞与額を10万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知った。預金通帳により賞与が支払われていることが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、上記複数の同僚が保有する請求期間①及び②に係る賞与明細書により、いずれも当該賞与額から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求期間①は9万9,000円、請求期間②は10万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600980号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600355号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を9万8,000円、同年12月10日の標準賞与額を10万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知った。預金通帳により賞与が支払われていることが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、上記複数の同僚が保有する請求期間①及び②に係る賞与明細書により、いずれも当該賞与額から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求期間①は9万8,000円、請求期間②は10万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600977号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600077号

第1 結論

昭和53年*月から昭和61年12月までの請求期間、平成14年10月から平成15年4月までの請求期間、平成16年7月から同年9月までの請求期間、平成16年10月から平成18年6月までの請求期間及び平成25年7月から平成26年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年*月から昭和61年12月まで
② 平成14年10月から平成15年4月まで
③ 平成16年7月から同年9月まで
④ 平成16年10月から平成18年6月まで
⑤ 平成25年7月から平成26年6月まで

私の母が、私の20歳から30歳までの10年間分の国民年金保険料を昭和63年頃にまとめて納付してくれたので、請求期間①の国民年金保険料が未納の記録となっていることに納得できない。請求期間②及び③については、私が国民年金保険料を納付した。請求期間④及び⑤については、私が免除申請を行い、半額免除が認められて半額分の国民年金保険料を納付した。国民年金保険料が未納とされている期間はないはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者及び請求者の記号番号前後の被保険者の国民年金被保険者資格の取得に係る処理日から平成元年3月頃に払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、平成元年3月頃に行われたと考えられ、当該加入手続時点では、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、請求期間①について、請求者は、自身の20歳から30歳までの10年間分の国民年金保険料を請求者の母親が昭和63年頃にまとめて納付してくれたと陳述しているが、前述の加入手続時点では、請求期間①の国民年金保険料を20歳まで遡って納付できる制度は実施されていない。

請求期間②から⑤までについて、請求者は、国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付額などに関する記憶は不明確であり、これらの期間について、国民年金保険料を納付したとする具体的な陳述を得ることができない。

そのほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601001号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600078号

第1 結論

昭和51年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月から昭和54年3月まで

請求期間について、私は大学生であったために国民年金保険料は納付していなかったが、昭和55年2月に厚生年金保険から国民年金に移行する際に、納付していなかった期間の国民年金保険料をまとめて払える制度があったため、父親が私の国民年金の加入手続を行い、同時に請求期間に係る国民年金保険料を遡って納付してくれたと思う。その際は、市役所の窓口まで私も同行したと思う。

請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は請求者の父親が行い、その際、自身も父親に同行したと思うと陳述しているが、自身は、直接加入手続及び保険料納付を行っておらず、すべて父親が行ったと陳述していることから、請求者から聴取しても、これらの状況が不明である。

また、請求者の父親は既に亡くなっていることから、その証言を得ることができず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求者の父親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。